

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月6日

【四半期会計期間】 第34期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 トランス・コスモス株式会社

【英訳名】 transcosmos inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼C O O 奥 田 昌 孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 取締役 上席常務執行役員兼C F O 本 田 仁 志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 取締役 上席常務執行役員兼C F O 本 田 仁 志

【縦覧に供する場所】 トランス・コスモス株式会社 大阪本部
(大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第1四半期 連結累計期間	第34期 第1四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	61,898	67,083	266,645
経常利益 (百万円)	210	472	1,802
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	123	258	△2,176
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	△270	△716	△11,087
純資産額 (百万円)	82,301	69,484	71,199
総資産額 (百万円)	141,077	125,813	129,067
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	2.98	6.24	△52.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.8	52.5	52.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
4. 第33期第1四半期連結累計期間および第34期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社および連結子会社等）が判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、下記「(1) 財政状態の分析」については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて3,253百万円減少し、125,813百万円となりました。主な要因は、前期末の売上債権の回収等による「受取手形及び売掛金」の減少や、前期決算に係る法人税等の納付および配当金の支払等による「現金及び預金」の減少によるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,538百万円減少し、56,328百万円となりました。主な要因は、「未払法人税等」や「未払金」が減少したことによるものであります。

純資産の部につきましては、1,714百万円減少し、69,484百万円となり、自己資本比率は52.5%となりました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、雇用情勢や企業収益の改善、設備投資の増加など緩やかな回復基調で推移しました。一方、原材料価格の高騰や人手不足など企業マインドが低下するリスクが顕在化し、また米国と各国との貿易摩擦が激化するなど海外経済の不確実性などの影響もあって、先行きは不透明な状況となっています。

当社グループが展開するサービスを取り巻く環境は、労働人口の減少、企業のグローバル化、IoT・AIをはじめとしたデジタル技術の進展などを背景に、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスの需要が拡大しています。このような状況の中、当社グループは、既存サービスに加え、将来の成長に向けて取り組んできた新サービスなどを、日本および中国・韓国を中心としたアジア市場で積極的に展開し受注の増加につなげました。

一方、引き続きデジタル技術を活用した独自サービスの開発と提供、海外展開の加速化などに向けた取り組みを強化しました。

デジタル技術の活用に向けた取り組みでは、当社のAI研究所である「Communication Science Lab」の先進的な技術力と当社のこれまでコンタクトセンター運用で培ってきた運用ノウハウを融合し、コンタクトセンターにおける応対品質自動判定AIを開発しました。2018年度内の本格展開を目指しています。また、株式会社安井建築設計事務所、当社、および当社の連結子会社である応用技術株式会社の3社協業により、ビルオーナー・ビル管理会社向けにICTによる施設マネジメント・ワンストップサービスの提供を開始しました。さらに、当社が運営する通販ブランド「日本直販」において総合カタログの紙面と連動するARアプリ、「日本直販ARアプリ」をリリースしました。その他、デジタル技術を活用して業務の効率化・コストの削減・利益の最大化を目的とした研究開発およびサービス提供を実施していく子会社の株式会社トランスクスモス技術研究所が営業を開始しました。

海外においては、中国の子会社が中国大手ネットサービスの騰訊控股有限公司（Tencent Holdings Ltd）より広告代理権を取得しました。これにより、「WeChat」、「QQ」などテンセントプラットフォームの広告配信サービスを中国のお客様企業向けに提供していきます。また、日本のIT技術を活用し新たなスポーツ体験の提供を目的に、合同会社DMM.com、株式会社STVV（本社：ベルギー）、株式会社Candeeと当社の4社で、ベルギーのサッカースタジアムのICT化を目指したConnected Stadium（コネクテッドスタジアム）事業を開始しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高67,083百万円となり前年同期比8.4%の増収となりました。営業損益については、対前年同期比で販売費及び一般管理費が増加し、営業損失4百万円（前年同期は営業利益440百万円）となりました。なお、販売費及び一般管理費は、前期より将来の成長に向けた先行投資の影響で増加傾向となっておりましたが、前第4四半期連結会計期間（平成30年1月～3月）との比較では、559百万円減少しております。経常利益につきましては、「投資事業組合運用益」の増加や「持分法による投資損失」の減少により、472百万円となり、前年同期比124.8%の増益、親会社株主に帰属する四半期純利益は258百万円となり前年同期比109.5%の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービスの需要拡大などにより、売上高は49,985百万円と前年同期比2.1%の増収となりました。一方、損益については、前期実施の先行投資などの影響もありセグメント損失57百万円（前年同期はセグメント利益638百万円）となりました。

(国内関係会社)

国内関係会社につきましては、一部子会社における受注の増加に伴い、売上高は4,859百万円と前年同期比4.4%の増収となり、セグメント利益につきましては、一部子会社の事業再構築により採算性が向上したため、144百万円と前年同期比239.7%の増益となりました。

(海外関係会社)

海外関係会社につきましては、中国、韓国におけるサービスの受注が好調に推移し、売上高は14,140百万円と前年同期比36.3%の増収となりました。一方、損益については、韓国子会社や中国オフィショア事業、ASEAN子会社の収益性改善の影響などにより、セグメント損失82百万円（前年同期はセグメント損失235百万円）となりました。

なお、セグメント損益につきましては、四半期連結損益計算書における営業損失をベースにしております。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めています。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

- (a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み
(中期経営計画)

デジタル技術の進展に伴い、デジタルで俊敏な企業が従来の業界にイノベーションを起こしています。新たな競争環境に対応すべく、お客様企業においては「多様化・デジタル化する顧客接点への対応」や「企業内ビジネスプロセスのデジタル化の加速」といった変革を推進することが不可避な状況となっています。当社はこうした環境の変化がさらなる事業成長の機会と捉えています。お客様企業の変革を支援するため、デジタル技術を活用した新しいサービスを提供すること、すなわち、「Global Digital Transformation Partner（お客様企業のよきデジタル・トランسفォーメーション・パートナー）」を目指す姿として企業メッセージに掲げ、新たに平成29年度から3か年の中期経営計画を策定し、諸施策を実行しております。

(i) サービスのイノベーション

お客様企業におけるデジタル・トランسفォーメーションを支援する上で核になる、二つの新たなサービスのイノベーションを推進します。一つは、スマートフォンを軸とし、マーケティングからセールス、顧客サポートまで、一人ひとりのお客様に合わせリアル・デジタルの顧客接点を最適化し、シームレスな顧客体験を実現することにより、当社グループにしかできない“DEC（デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター）”サービスを積極的に提供していきます。もう一つは、市場や消費者のデジタル化に対応すべく、デジタル技術による自動化や、デジタル・プラットフォームの活用により、お客様企業内のビジネスプロセスのデジタル化の支援を推進していきます。これら二つをシームレスにつなぐことにより、お客様企業の変革を売上拡大・コスト削減の両面から支援します。

(ii) サービスのグローバル展開

当社グループの海外事業は、平成元年の米国への事業所開設に始まり、その後中国、韓国で開発業務のオフィア事業やローカル市場向けのコールセンター事業を中心に拡大し、平成16年以降はASEAN市場でも、現地財閥とのパートナーシップ等を通じて事業を展開しております。これまでに培った海外事業基盤を足がかりとして、サービスのイノベーションの成果をグローバルにも展開し、日系企業を始めとしたお客様企業のグローバル展開を支援するとともに、各国ローカル企業からの受注獲得により成長機会を取り込んでまいります。中国、韓国、ASEANでの成長に加え、平成28年に子会社を設立した台湾、さらには欧州、南米への挑戦を行っていきます。

(iii) お客様企業の戦略的パートナーへ

サービスのイノベーションやグローバル展開を加速させ、お客様企業の期待に応えるイノベティブな提案を行うことで、お客様とともに成長し、お客様の成長戦略に欠かせない唯一無二のパートナーとなるべく切磋琢磨してまいります。お客様企業との間に長期的なパートナーシップを築くことにより、当社事業の更なる安定と成長拡大のための礎を築き、高収益・高成長、ひいては企業価値の向上を実現し、ステークホルダーの皆様からの期待に応えてまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、取締役会の監督機能を高めることによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り企業価値を向上させることを目的として、株主の皆様のご承認を得て平成28年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。現在、18名の取締役のうち6名を独立性のある社外取締役とし、経営に対する監督機能を一層強化する体制となりました。

取締役会の運営面では、構成員である取締役が各々の判断で意見を述べ活発な議論が行われているほか、社外取締役の経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言等をっております。監査等委員会につきましては、社外取締役3名により構成し、監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席するほか、内部統制部門を通じて、内部統制システムが適切に構築・運営されているか監視することで、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の指名・報酬について、その決定プロセスを監督しております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。

- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

- (i) 当社は、平成30年5月15日開催の取締役会決議および平成30年6月21日開催の第33回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新いたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成30年6月21日開催の第33回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(iii) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株式に対する大量取得行為買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新にあたり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役（監査等委員を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とされていること等により、その公正性・客観性も担保しております。

したがって、当社取締役会は、本プランについて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は37百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成30年6月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である特思尔大宇宙(北京)投資諮詢有限公司（以下「DM北京」といいます。）が保有する、当社の持分法適用関連会社である北京騰信創新網絡營銷技術股份有限公司（以下「TensynPRC」といいます。）の株式の一部を、下記条件を満たすことで発効となる株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）の締結をもって、青島浩基資産管理有限公司（以下「青島浩基」といいます。）に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日、青島浩基との間で契約を締結いたしました。

1. 本株式譲渡契約の概要

契約の相手会社	青島浩基資産管理有限公司
譲渡株式数	57,600,000株（TensynPRC 発行済株式総数の15%）
譲渡価額	469百万元
譲渡契約締結日	平成30年6月25日
本株式譲渡契約の発効条件	契約締結後、本件株式譲渡契約にかかる中国関係機関等の許認可を得ること

2. 株式譲渡の理由

買主候補者となる青島浩基と協議の結果、TensynPRCの新たな戦略パートナーとして同社の事業再構築に多大な貢献をして頂けるものと考えたことから、今般、DM北京の保有するTensynPRC株式の一部を譲渡することにつき青島浩基との間で合意に至りました。

3. 開示事項の経過について

当社は、前第2四半期報告書「第2【事業の状況】 3【経営上の重要な契約等】」において、DM北京が保有するTensynPRCの発行済株式総数の9.5%の株式について、北京香江信諾文化投資中心（有限合伙）（以下「北京香江」といいます。）との間で締結した株式譲渡契約（以下「既存株式譲渡契約」といいます。）に不履行が発生した旨を記載しておりました。既存株式譲渡契約においては、引き続き北京香江に対し適切な対応を進めてまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	48,794,046	48,794,046	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日	—	48,794,046	—	29,065	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,318,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,364,200	413,642	—
単元未満株式	普通株式 111,546	—	—
発行済株式総数	48,794,046	—	—
総株主の議決権	—	413,642	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,800株(議決権98個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式64株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	7,318,300	—	7,318,300	15.00
計	—	7,318,300	—	7,318,300	15.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)および第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,937	30,109
受取手形及び売掛金	42,238	39,863
商品及び製品	2,595	2,242
仕掛品	914	1,151
貯蔵品	42	48
その他	5,566	6,569
貸倒引当金	△304	△296
流動資産合計	82,989	79,688
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,738	4,724
工具、器具及び備品（純額）	4,035	3,905
土地	840	832
その他（純額）	662	608
有形固定資産合計	10,276	10,071
無形固定資産		
のれん	3,570	3,373
ソフトウエア	2,215	2,302
その他	453	528
無形固定資産合計	6,238	6,204
投資その他の資産		
投資有価証券	4,654	4,740
関係会社株式	9,482	9,316
関係会社出資金	6,664	6,555
繰延税金資産	1,385	1,761
差入保証金	6,604	6,771
その他	1,268	1,148
貸倒引当金	△499	△446
投資その他の資産合計	29,561	29,848
固定資産合計	46,077	46,125
資産合計	129,067	125,813

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,474	10,988
短期借入金	1,286	753
1年内償還予定の社債	7	7
1年内返済予定の長期借入金	1,737	1,737
未払金	5,202	4,394
未払費用	13,404	13,509
未払法人税等	2,352	1,216
未払消費税等	3,759	3,374
賞与引当金	3,639	5,024
その他	2,335	2,628
流動負債合計	45,201	43,635
固定負債		
社債	32	32
転換社債型新株予約権付社債	10,027	10,024
長期借入金	1,796	1,806
繰延税金負債	111	139
退職給付に係る負債	26	25
その他	672	664
固定負債合計	12,666	12,693
負債合計	57,867	56,328
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065	29,065
資本剰余金	18,263	18,263
利益剰余金	33,381	32,694
自己株式	△15,234	△15,234
株主資本合計	65,477	64,789
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,265	1,321
為替換算調整勘定	878	△120
その他の包括利益累計額合計	2,144	1,200
新株予約権		
非支配株主持分	3	3
純資産合計	71,199	69,484
負債純資産合計	129,067	125,813

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	61,898	67,083
売上原価	51,949	56,497
売上総利益	9,949	10,585
販売費及び一般管理費	9,508	10,590
営業利益又は営業損失(△)	440	△4
営業外収益		
受取利息	14	16
受取配当金	29	114
投資事業組合運用益	30	482
為替差益	133	—
その他	59	100
営業外収益合計	267	714
営業外費用		
支払利息	10	24
持分法による投資損失	408	45
為替差損	—	121
その他	78	46
営業外費用合計	497	237
経常利益	210	472
特別利益		
投資有価証券売却益	303	158
その他	88	53
特別利益合計	392	211
特別損失		
関係会社株式売却損	—	48
その他	4	16
特別損失合計	4	64
税金等調整前四半期純利益	598	619
法人税、住民税及び事業税	880	721
法人税等調整額	△465	△343
法人税等合計	414	377
四半期純利益	183	241
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	60	△16
親会社株主に帰属する四半期純利益	123	258

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
四半期純利益	183	241
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4	61
繰延ヘッジ損益	△17	—
為替換算調整勘定	△153	△624
持分法適用会社に対する持分相当額	△278	△395
その他の包括利益合計	△454	△958
四半期包括利益	△270	△716
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△330	△684
非支配株主に係る四半期包括利益	60	△32

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、投資時における子会社等の留保利益の取扱いを変更しております。

なお、当第1四半期連結会計期間における四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約等

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
当座貸越極度額および 貸出コミットメント等の総額	30,500百万円	30,500百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	30,500百万円	30,500百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	684百万円	761百万円
のれんの償却額	126百万円	134百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,156	52	平成29年3月31日	平成29年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式	953	23	平成30年3月31日	平成30年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	単体 サービス	国内 関係会社	海外 関係会社	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	48,899	3,554	9,444	61,898	—	61,898
セグメント間の内部 売上高または振替高	58	1,099	928	2,086	△2,086	—
計	48,958	4,654	10,372	63,985	△2,086	61,898
セグメント利益 または損失(△)	638	42	△235	445	△4	440

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△4百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	単体 サービス	国内 関係会社	海外 関係会社	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	49,894	4,065	13,123	67,083	—	67,083
セグメント間の内部 売上高または振替高	91	793	1,017	1,902	△1,902	—
計	49,985	4,859	14,140	68,985	△1,902	67,083
セグメント利益 または損失(△)	△57	144	△82	4	△8	△4

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△8百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	2円98銭	6円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	123	258
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	123	258
普通株式の期中平均株式数(株)	41,476,223	41,475,642
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があつたもの の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月6日

トランス・コスマス株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 昌 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 代 田 義 央 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 直 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスマス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスマス株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。